

# 令和7年度下期インフルエンサーを活用した群馬県PR動画制作業務仕様書

## 1 業務の名称

令和7年度下期インフルエンサーを活用した群馬県PR動画制作業務

## 2 委託業務の目的

YouTube等で活躍するインフルエンサーを活用し、群馬県の魅力や県の取組を発信するPR動画（以下、「PR動画」という。）を制作することで、群馬県全体の知名度向上を図るとともに、県政に対する理解の促進及び県民幸福度の向上を目指す。

## 3 事業実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

## 4 委託業務内容

○PR動画の制作・発信業務

### ①群馬県の魅力を発信するPR動画

- ・YouTube等で活躍するクリエイターを活用して、横型（16：9）のPR動画を10本以上、縦型（9：16）のPR動画（YouTubeショートに対応）を10本以上制作すること。
- ・ロケ地は5市町村以上とし、別表1の市町村の中から群馬県と協議の上、決定すること。
- ・PR動画は、20代から30代前半の首都圏在住・在勤者等をメインターゲットとして、群馬県への来県意欲や知名度向上に繋がる内容とすること。  
なお、群馬県のYouTubeチャンネル「あなたはきっとぐんまを好きになる（仮）」のトンマナ（デザインやマナー、表記等）を逸脱しない内容とすること。

別表1

市	太田市、安中市、みどり市
町	神流町、中之条町、長野原町、東吾妻町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、 邑楽町
村	榛東村、川場村、昭和村

### ②県の取組を発信するPR動画

- ・YouTube等で活躍するクリエイターを活用して、横型（16：9）のPR動画を2本以上、縦型（9：16）のPR動画（YouTubeショートに対応）を2本以上制作すること。
- ・制作するPR動画は、群馬県のYouTubeチャンネル「tsulunos～群馬県公式～」で公開する。
- ・県政に対する理解促進を目的とし、県の取組内容を県民に分かりやすく伝える構成とすること。

- ・制作する動画については、群馬県と協議の上、決定すること。

### ③制作・運用に関する共通要件

- ・PR動画の制作に伴う「出演者及び所属事務所との調整」や「撮影許可取得等の連絡調整、費用の支払い」等、一切の業務を実施すること。
- ・撮影にあたり、環境音やノイズが入らないよう十分な音響機材を使用するとともに、カメラについても十分な機材を用意すること。
  - ・撮影には可能な限り群馬県が同行して制作の様子を撮影できるよう調整を行うこと。
 なお、群馬県が同行して撮影した動画を編集してYouTube等で公開することがある。
- ・PR動画は各動画の公開日の3日前までに納品すること。
- ・群馬県がPR動画を投稿した際には、当該PR動画に出演したクリエイターがSNSで周知するなどの情報発信を行うこと。
- ・他の自治体では見られない独自性の高い動画フォーマットや企画内容を検討・提案すること。
- ・業務実施体制表には、企画提案及び制作動画に対し公序良俗に反する内容になっていないか、コンプライアンスが遵守されているか確認する組織又は担当者を記載すること。

### ○月次報告

- ・各動画のアナリティクス分析結果、動画制作企画、今後の計画などを報告すること。

### ○職員研修の実施

- ・群馬県が指定した職員を対象とする動画制作セミナー（1回あたり1時間、30名程度）を事業実施期間内に3回以上実施すること。なお、具体的な日程・内容は群馬県と協議上、決定すること。

## 5 事業スケジュール（予定）

- ① 撮影にあたって必要な事項の調整：令和7年9月下旬以降随時
- ② 撮影・編集：令和7年9月下旬以降随時
- ③ PR動画の公開及び群馬県への納品：令和8年3月末まで随時
- ④ 業務完了報告書：令和8年3月末

## 6 成果物一覧

成果物	納品方法
PR動画データ	電子データ
月次報告書	電子データ
業務完了報告書	電子データ

## 7 留意事項

- (1) 発信にあたり各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。

- (2) 本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置すること。この際、人件費、交通費、宿泊費、各種謝金及びその他必要な費用は、全て契約金額に含める。
- (3) 契約期間終了後も当該PR動画は可能な限り長期間公開できるよう必要な措置を行うこと。
- (4) PR動画の制作にあたり、何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに群馬県に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。

## 8 事業実施計画書の提出

契約締結後、速やかに事業実施計画書を提出すること。

## 9 業務完了報告書の提出

業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

## 10 その他

- ・業務を効果的に推進するため、業務を第三者の事業者にも再委託することができる。その場合は、群馬県にあらかじめ協議の上、書面で報告するものとする。ただし、業務の一括再委託は禁止とする。
  - ・本仕様書に定めのない事項については、都度協議により決定する。
  - ・本事業を進める際は、群馬県と十分な協議を行うものとする。
  - ・本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
  - ・受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報は、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
  - ・災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
  - ・本業務により受託者が創作した著作物に関する著作権（著作財産権）は、原則納品時に群馬に譲渡されるものとする。
- ※詳細は、優先交渉者決定後、別途調整する。